

(仮称) 観光船ターミナル基本・実施設計業務  
公募型プロポーザル説明書

1. 目的

(仮称) 観光船ターミナル基本・実施設計業務を委託するにあたり、創造性や技術力、経験などを広く募集し、最も適切な設計者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務名

(仮称) 観光船ターミナル基本・実施設計業務

3. 業務の内容

(仮称) 観光船ターミナルの新築に係る基本設計及び実施設計。なお、詳細は建築設計業務委託特記仕様書による。

4. 契約上限額

本業務に係る契約上限額は、25,777,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を予定している。契約額については、設計者の提案内容に応じ協議のうえ、上限額の範囲内とする。  
※構造計算適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に関する費用並びに各種申請及び手続に関する費用等、本業務に要する費用はすべて本業務委託料に含む。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年2月29日(木)まで

6. スケジュール

(1) 公告・説明書等の公表	
・申請・質問の受付開始	令和5年6月12日(月)
(2) 質問の受付期限	令和5年6月16日(金) 正午
(3) 質問に対する回答	令和5年6月21日(水)
(4) 一次審査の提出書類提出期限	令和5年6月26日(月) 午後5時20分
(5) 技術提案者選定通知	令和5年6月29日(木)
(6) 二次審査の提出書類提出期限	令和5年7月10日(月) 午後5時20分
(7) 二次審査(ヒアリング審査)	令和5年7月中旬(別途通知)
(8) 審査結果通知	令和5年7月中旬
(9) 契約締結	令和5年7月下旬

7. 参加資格の要件

本プロポーザルに参加する者は、下記要件をすべて満たしていること。下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

- (1) 令和5・6年度小樽市設計等指名競争入札参加資格者名簿に建築設計として登録されていること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項に基づく一級建築士事務所の登録を継続して行っている単体企業であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 提案書類の提出期限において、小樽市の指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき、更生又は再生手続をしていない者であること。
- (6) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。
- (7) 設計事務所において、過去10年以内(平成25年4月1日から令和5年3月31日)に北海道内の省エネ基準に適合した非住宅の新築に係る実施設計を元請けとして建築意匠設計を再委託せずに行った実績があること。

(8) 配置技術者の条件

- ① 業務処理責任者(注1)は一級建築士であること。
- ② 業務処理責任者は、提出者の組織に所属していること。
- ③ 建築(総合)分野の主任技術者(注2)は、一級建築士であること。
- ④ 建築(構造)分野の主任技術者は、一級建築士であること。
- ⑤ 業務処理責任者及び記載を求める主任技術者はそれぞれ1名であること。
- ⑥ 業務処理責任者は建築(総合)または、(構造)の主任技術者と兼任することが出来る。
- ⑦ 主たる分担業務分野である建築(総合)は再委託しないこと。
- ⑧ 各主任技術者は5年以上の実務経験を有すること。
- ⑨ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。

(注1)「業務処理責任者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

(注2)「主任技術者」とは、業務処理責任者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。なお、記載を求める各主任技術者の分担業務分野の分類は、次表による。

分担業務分野	業務内容
建築(総合)	平成31年国土交通省告示第98号別添一第1項第1号ロ(1)及び第2号ロ(1)の表中(1)総合
建築(構造)	同上(2)構造
電気設備	同上(3)設備(i)電気設備
機械設備	同上(3)設備(ii)給排水衛生設備、(iii)空調換気設備、(iv)昇降機等

## 8. 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問事項がある場合は、所定の質問書（様式1）に簡潔に要旨を記載のうえ、電子メールに添付し提出するとともに、メール送信後は担当課へ電話連絡し、提出確認をすること。

なお、電話や口頭での質問、受付期限を過ぎて提出された質問については受け付けない。

また、質問と回答は、小樽市ホームページに掲載するため、公開不可能な内容を含む質問には回答しない。

### (1) 質問の受付期限

「6. スケジュール（2）」で示す期限までに提出すること。

### (2) 質問の提出先

担 当 課 : 小樽市産業港湾部港湾室港湾整備課

電 話 : 0134-23-1107（直通）

メールアドレス : kowan@city.otaru.lg.jp

※ 件名を「(仮称) 観光船ターミナル基本・実施設計業務に関する質問」とすること。

### (3) 質問に対する回答

質問書への回答については、「6. スケジュール（3）」で示す期限までに行うものとする。質問者には電子メールで回答するとともに、その内容について小樽市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、この説明書の追加あるいは修正とみなすものとする。

## 9. 提出書類

提出書類は「6. スケジュール（4）及び（6）」で示す期限までに担当課へ持参または郵送（書留）で提出すること。なお、持参の場合は、受付期間の開庁日（土・日・祝日を除く）の午前9時00分から午後5時20分までとし、郵送の場合は必着とする。

### (1) 一次審査の提出書類

本プロポーザルの参加希望者は、「6. スケジュール（4）」で示す期限までに次表の書類を提出する。

提出書類	様式	添付書類	提出部数
参加申込書	2		1部
事業者の概要	3	・ 建築士事務所登録証明書	1部
業務実績調書	4	・ 契約書等の実績を証明する書類	1部
配置技術者一覧	5	・ 主任技術者を再委託する場合（様式7）	1部
配置技術者の経歴	6	・ 保有資格を証明するものの写し ・ 業務にかかわっていた事を証明する資料（実施体制図の写しなど） ・ CPD 情報提供制度「官庁営繕部指定の実績証明書」 ・ 業務処理責任者及び建築総合主任技術者は健康保険被保険者等の雇用関係が確認できるものの写し	1部

※ 参加申し込み後、辞退する場合は、速やかに辞退届出書(様式10)を提出すること。

## (2) 二次審査の提出書類

二次審査の対象者は、「6. スケジュール (6)」で示す期限までに次表の書類を提出する。

提出書類	様式	添付書類	提出部数
業務実施方針提案書	8		10部
テーマ別技術提案書	9-1~4		10部

- 業務実施方針提案書の作成について (様式8)

業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項や設計工程を着実に履行するための工夫などを記載すること。

- テーマ別技術提案書の作成について (様式9-1~9-4)

次表のとおり、テーマ毎にそれぞれ考え方をまとめること。

	テーマ	特に注目する提案ポイント
1	施設機能性	・ユニバーサルデザインへの対応 ・観光船ターミナルとしての機能のほか、賑わい創出のため多目的ホールを併設する本施設について、両機能を円滑に利用できる施設配置について
2	景観との調和	小樽港の歴史と周辺の景観に調和する施設デザインへの提案 ※ 別添 1 第3号ふ頭及び周辺地区の整備イメージ図を参考にすること
3	コスト低減・環境配慮	ライフサイクルコストの縮減や施設の環境への配慮に対する提案
4	自由提案	上記の3テーマ以外で注力したい独自のテーマ

## 10. 審査方法

関係者で組織する評価選定委員会を設置し、一次審査及び二次審査を行う。審査では別添2の評価基準表に基づき提案内容の評価点を算出し、その合計点の高い参加者から順に契約交渉順位を定める。

### (1) 審査基準

別添2の評価基準表を参照

### (2) 一次審査の実施

書類審査を実施し、「6. スケジュール (5)」で示す期限までに、技術提案者を選定し、その結果について参加者全員に対し電子メールにて通知する。

なお、一次審査の提出書類の受付終了時点において、参加申込者が5者を上回った場合は、上位5者を選定するものとする。

※同点の場合、類似業務実績の評価点が高いものから選定。

(3) 二次審査の実施

二次審査の具体的な日程等は技術提案者に対し「6. スケジュール(5)」までに通知する。

業務実施方針提案書及びテーマ別技術提案書を元に企画提案の内容、履行能力及び意欲等を評価するため、ヒアリング審査を行う。本業務に従事する者が主にプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとする。(1提案者につき発表10分、質疑応答10分の計20分程度)

なお、二次審査に参加出来ない事業者は、申込みを取り下げたものとみなす。

審査の結果は、審査対象の事業者に対し電子メールで通知する。

なお、選定結果および選考の経過についての問合せ、異議申立てに対しては応じない。

(4) 契約の締結

二次審査により選定された事業者から市は見積書を徴し、協議により企画提案内容を反映した特記仕様書を調整のうえ随意契約により契約を締結する(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。なお、プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容をもってそのまま契約するとは限らないので、留意すること。

また、「4. 契約上限額」に示した額を超えた見積書を提出した場合は失格とし、契約は行わず次順位の事業者と協議できるものとする。

11. その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) 本業務は契約書の作成を要する。
- (3) 本提案に係る諸経費等は、参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の再提出、追加及び差替えは認めない。
- (6) 提出された書類は、審査目的以外に使用しない。ただし、受託者の提出書類に関しては契約締結後に市が自由に使用できるものとする。
- (7) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (8) 提案書類に含まれる著作物の著作権は、参加事業者に帰属する。
- (9) 提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いを受けるものではない。
- (10) 本業務に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、評価選定委員会において提案内容のヒアリングを行う。
- (11) 本プロポーザルにおいて知り得た情報(周知の情報は除く)は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルへの関わりがなくなった時点で、小樽市から配布された資料及びその他知り得た情報については、適切に破棄すること。
- (12) 原則として、プロポーザルを理由とした市職員に対するヒアリング、写真撮影が許されない場所での写真撮影及び通常の利用において立ち入ることが想定されない場所への立入り等は禁止する。
- (13) 以下の条件のいずれかに該当する場合には、評価選定委員会において審査の上、失格となることがある。
  - ・ 提出書類に虚偽の記載がある場合
  - ・ 選定中に、提出書類に記載された業務従事者が担当できないことが明らかになった場合

- ・ 選定後に、提出書類に記載された業務従事者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き担当できないことが明らかになった場合
- ・ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・ その他、選定委員会において不適切と認められた場合

(14) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格にするとともに、虚偽の記載をした者に対して本市が行う入札への参加停止を行うことがある。

## 1 2. 書類提出先・問合せ連絡先

小樽市産業港湾部港湾室港湾整備課

担当者 山西・星野

〒047-0007 小樽市港町4番2号

電話 0134-23-1107（直通）

FAX 0134-23-1109

メールアドレス kowan@city.otaru.lg.jp